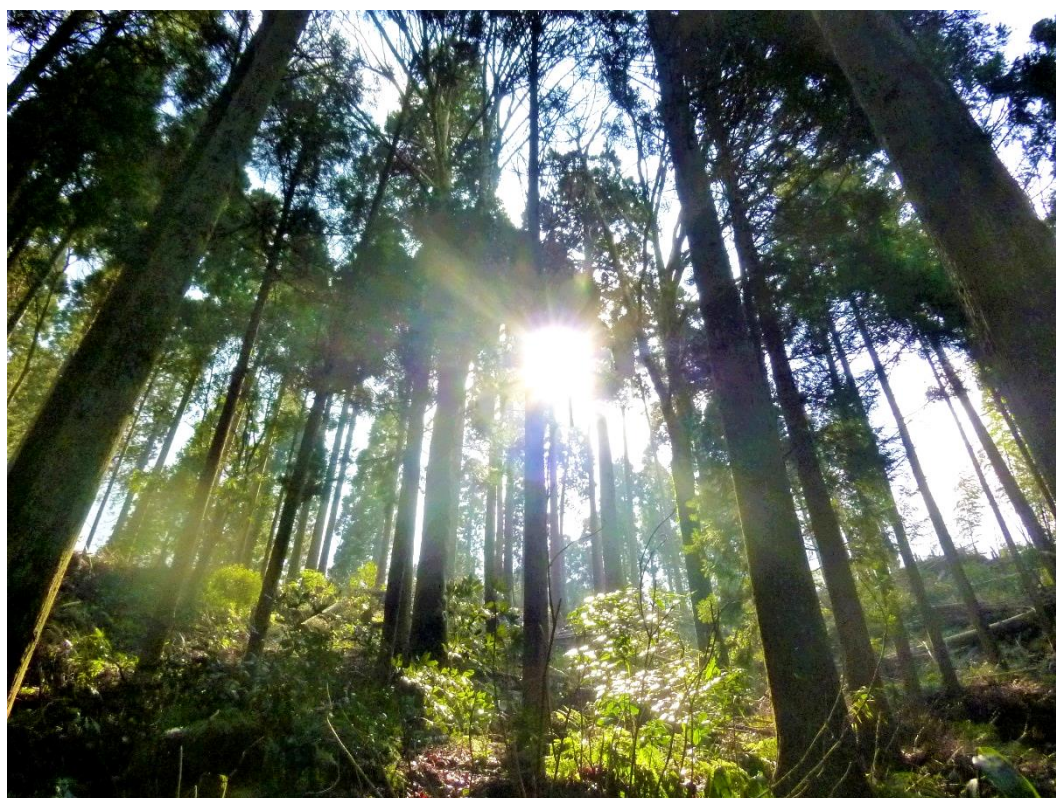


氷見市森づくりプラン

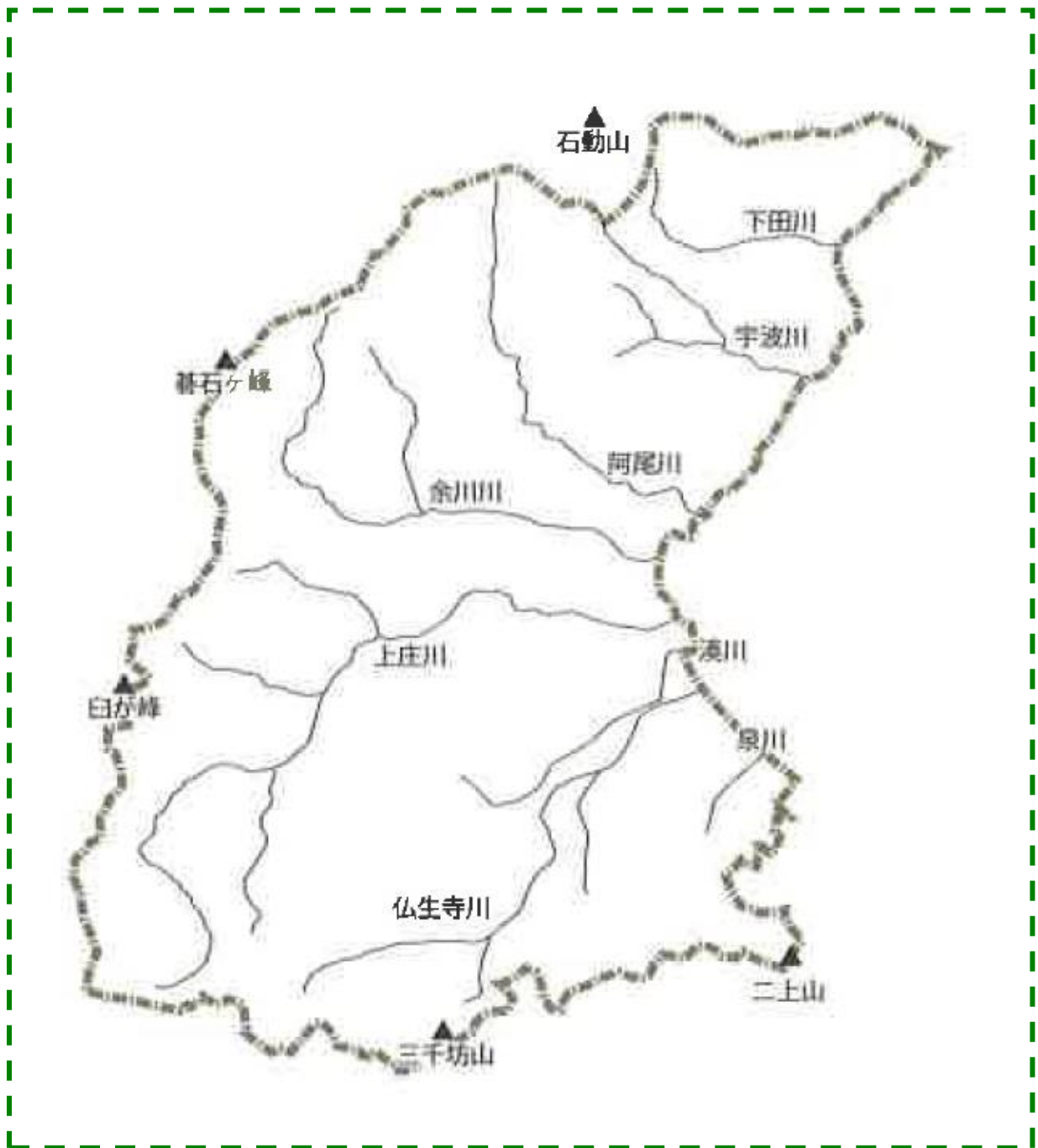
(氷見市森林整備計画)



令和 6 年 3 月 樹 立

富 山 県
氷 見 市

氷見市位置図



目 次

はじめに	1
第1章 森づくりのための基本的な事項	2
第1項 森づくりの現状と課題	2
第2項 森林整備の基本方針	3
1 森林・林業施策の基本方向	3
2 森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿と森林整備の基本的な考え方	3
3 とやまの森づくり基本指針に基づく森林整備の基本方針	4
第3項 森づくりの推進方策	6
1 森林施業の推進方策	6
2 住民参加による森づくりの推進方策	6
第4項 森づくりへの具体的な取り組み	7
1 里山林の整備	7
2 混交林の整備	9
3 市独自の取り組み	10
第2章 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備の方法に関する事項	14
第1項 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	14
1 樹種別の立木の標準伐期齢	14
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	14
3 その他必要な事項	14
第2項 造林に関する事項	15
1 人工造林に関する事項	15
2 天然更新に関する事項	16
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	17
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	17
5 その他必要な事項	17
第3項 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	18
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	18
2 保育の種類別の標準的な方法	19
3 その他必要な事項	19
第4項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	20
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	20
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	22
3 その他必要な事項	24
第5項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	25
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	25
2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	25
3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	25
4 森林経営管理制度に関する事項	25
5 その他必要な事項	26
第6項 森林施業の共同化の促進に関する事項	26

1	森林施業の共同化の促進に関する方針	26
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	26
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	26
4	その他必要な事項	26
第7項	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	27
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	27
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	27
3	作業路網の整備に関する事項	27
4	その他必要な事項	28
第8項	その他必要な事項	29
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	29
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	29
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	29
4	その他必要な事項	30
第3章	森林の保護に関する事項	31
第1項	鳥獣害の防止に関する事項	31
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	31
2	その他必要な事項	31
第2項	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	32
1	森林病害虫等の駆除又は予防の方法	32
2	鳥獣による森林被害対策の方法（第1項に掲げる事項を除く）	32
3	林野火災の予防の方法	33
4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	33
5	その他必要な事項	33
第4章	森林の保健機能の増進に関する事項	33
1	保健機能森林の区域	33
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	33
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	33
4	その他必要な事項	33
第5章	その他森林の整備のために必要な事項	34
1	森林経営計画の作成に関する事項	34
2	生活環境の整備に関する事項	34
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	34
4	森林の総合利用の推進に関する事項	35
5	住民参加による森林の整備に関する事項	35
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	35
7	その他必要な事項	35

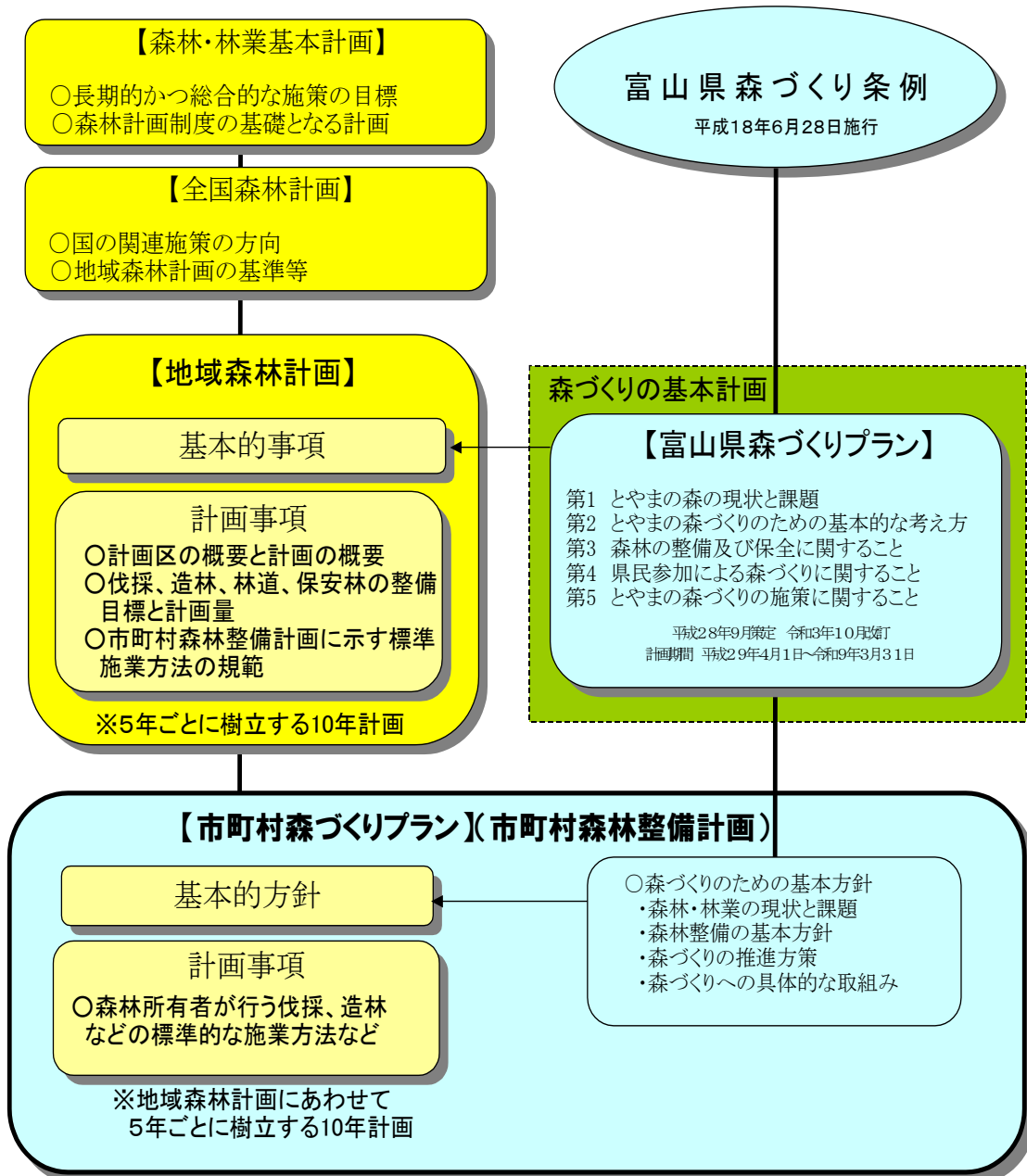
参考資料

はじめに

「氷見市森づくりプラン」とは、森林法第10条の5の規定に基づき氷見市長が策定する「氷見市森林整備計画」のことであり、市の森づくりに関する総合的な計画として市民の皆さんに広く知っていただくとともに、森林施業の具体的な方法や基準を示すことを目的としています。

また、ここで定める森づくりのための基本方針については、「富山県森づくり条例」に基づき富山県知事が策定した「富山県森づくりプラン」に沿って定めることとします。

なお、このプランの計画期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間とします。



第1章 森づくりのための基本的な事項

第1項 森づくりの現状と課題

本市は、富山県の北西部、能登半島の基部に位置し、総面積 23,054ha で、東は有磯海と呼ばれる富山湾に面し、北・西・南の三方は石動山、碁石ヶ峰、臼が峰、二上山丘陵を有し、これらの山地を水源とする下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、仏生寺川、泉川などの河川は、富山湾に豊潤な水を注いでいます。

森林面積は、13,488ha であり、総面積に占める割合は 58.5%と高く、うち 99.5%にあたる 13,421ha が民有林となっています。森林は木材を生産する機能だけでなく、生物多様性の保全や、洪水や山崩れ、雪崩等の災害防止、水源涵養、快適環境形成等の多面的な機能を有しており、住民の生活や産業を支えています。

本市の森林の 56.3%は、天然林 7,599ha となっています。天然林は、野生生物の生息環境として優れ、水源涵養、ぶり等の魚介類の生育に必要不可欠で重要な役割を果たし、公益的機能も高く評価されています。

一方、かつて里山林として山村住民の生活とのかかわりの中で利用されてきたものが、現在は、生活様式の変化により維持・管理されず荒廃した状態が広がっており、竹林も 339ha という広範囲にわたっています。

これらにより、明るい林を好む動植物が減少する一方で、クマなどの動物が人里近くまで活動域を広げたり、イノシシによる農作物被害が生じたりといった要因にもなっていることから、共生を目指した里山の整備及び保全が大きな課題となっています。

また、スギを主体とする人工林面積は 4,821ha となっており、戦後の拡大造林で植林され、多くは伐採時期を迎えているものの、国産木材需要の減少と価格の低迷や林業就業人口の減少、中山間地域における高齢化や過疎化、不在村森林所有者の増加等により森林施業が行き届いていないものが多く、森林の持つ公益的機能の低下や、台風や大雪による大規模な被害も懸念されています。

このような状況のなか、造林・保育・間伐等とそれらの施業を実施するための路網整備等を行う森林整備に関する国庫補助事業や平成 19 年度に富山県で創設された「水と緑の森づくり税」を財源とする森林・林業の再生に向けた様々な事業等が市内においても実施されています。

このように、森林の多面的機能発揮の観点から、適切な森林整備の一層の推進が必要とされるなか、森林ボランティア団体等が協力した様々な森林整備活動の取り組みが増えていきましたが、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大により、森づくり活動が制約を受け、年間参加延べ人数が大幅に低下する一方、窮屈な生活を余儀なくされ、「3密」回避が可能な森林空間を活用した自然体験活動の重要性が高まるなど、新たな森林との関わりに対する取組が必要となっています。SNS等を活用した積極的な情報発信やより参加しやすい機会を設けるなど、森づくり活動の輪を広げ、支援していくことが求められています。

加えて、カーボンニュートラルの実現や持続可能な開発目標（SDGs）の達成のため、木材の持続的な生産と利用を推進・支援していく取組が重要であり、必要不可欠となっています。当市においては公共建築物の内装木質化に氷見産材を活用したり、バイオマス活用のため市民プールにバイオマスボイラーを設置したりするなど、利用を進めるとともに、市民に対しても木材利用・バイオマス活用に対する補助金制度を設け、取組を進めています。

<氷見市の土地利用状況>

(単位:ha)

土地面積	森林面積			耕地面積	その他
	総面積	うち民有林	うち人工林		
23,054	13,488	13,421	4,821	3,160	6,406

第2項 森林整備の基本方針

1 森林・林業施策の基本方向

氷見市総合計画では、目指す都市像を「人 自然 食 文化で未来を拓く交流都市 ひみ」とし、「住みたいまち」「働きたいまち」「育てたいまち」「市民とともに作る持続可能なまち」の4つの分野で総合的・計画的に市民の皆様との協働のまちづくりを進めていくこととしております。

本市では、市民生活に様々な恩恵をもたらす森林を再生しつつ、地元木材を利用した住宅等の建設や内装木質化等による地元林産物の需要拡大を図り、林業生産活動を促進するとともに、各関係団体と連携しながら林業の担い手の確保・育成を推進し、加えて、機械化等による生産性の向上を促進し、林業経営基盤の確立を目指します。

また、効率的・計画的な森林整備により、森林の保全を図り、動植物等の適切な生息環境が保たれ、市民にとっても憩いの場となる豊かな森づくりを目指します。

2 森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿と森林整備の基本的な考え方

森林の有する主な機能である水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能に応じた森林の望ましい森林資源の姿に向けた適切な森林の施業や保全を進めることとします。

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿	森林整備の基本的な考え方
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林	市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。

文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進します。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、経級の林木を生育させるための適切な造林・保育及び間伐等を推進します。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。

3 とやまの森づくり基本指針に基づく森林整備の基本方針

森林整備の基本方針としては、「とやまの森づくり基本指針」に沿って、各々の森林の状態や立地条件に、地域ニーズ等を反映した多様な森づくりを目指すこととします。

区分		対象とする森林の考え方
天然林	里山林	○ 集落周辺の里山のうち、利用や整備と継続的な管理について地域住民や森林所有者の合意が得られる場所であって、原則として次に示す条件を満たす天然林 <ul style="list-style-type: none"> ・集落周辺や道路周辺などで、生物多様性の保全や、野生動物との軋轢の未然防止、生活関連施設の保護などのために、伐採や刈り払いの必要性がある場所 ・法令等による伐採制限がないこと ・伐採や刈り払いを行っても、無立木地化や山腹崩壊やなだれなどの災害発生の恐れがないこと ・希少な動植物が生息していないこと（その保全を目的とした整備を行う場合を除く）
	保全林	○ 上記以外の天然林 注：自然公園や保安林など、法令で伐採などに制限のある森林は原則、保全林として取り扱う
人工林	生産林	○ 所有者等の森林施業に対する意欲が高い人工林であって、原則として次に示す条件を満たす人工林 <ul style="list-style-type: none"> ・標高 600m以下 ・傾斜 30度以下 ・地位 2以上（ただし標高300m以下にあっては3以上） ・道路からの距離 100m未満 ・法令等による伐採制限がないこと ・伐採しても、山腹崩壊やなだれなどの災害発生の恐れがないこと ・希少な動植物が生息していないこと
	混交林	○ 上記以外の人工林 注：風害被害林は、原則、針広混交林に誘導する。



手入れのされていない竹林



里山林



風倒被害林



雪害被害林



第3項 森づくりの推進方策

1 森林施業の推進方策

森林施業を計画的に推進するため、既設林道の利用や、新たに林業専用道や森林作業道の開設等の林内路網整備を促進するとともに、森林組合、森林所有者等を交え、間伐・保育座談会等を開催して意識啓発を図り、森林施業の合理化を推進します。

また、森林組合等への森林経営委託を推進するとともに、生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため高性能林業機械を利用した機械作業システムを確立します。

さらに、森林の多面的機能の発揮を図るためには森林整備の担い手である山村地域の活性化が必要不可欠です。そのため集落の位置・機能を踏まえた生活環境の整備や防災対策の実施、特用林産物の生産・販売や交流型産業の振興を通じた就業機会の増大等により森林所有者等の山村地域への定住を促進します。

しかしながら、森林所有者の高齢化や不在村森林所有者の増加に伴い森林の境界が不明瞭となり、森林整備が遅れる一因となっています。このため地域ぐるみで境界を確定し、GIS（地図情報システム）等の活用により、境界の明確化を図りながら施業の集団化を推進します。

また、多様な森づくりの推進のため平成24年度から苗が供給されている優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の普及を図っていきます。

2 住民参加による森づくりの推進方策

本市の森林は、人家付近に存在する里山林を中心に民有林が多く、国土保全の観点から指定（山地災害危険地区、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）を受けている区域もあるので、森林の地形、地質の自然的条件を考慮した上で、下層植生の発達による里山林や混交林の成長を促進し、水源涵養（水田及びため池）又は山地防災（生活関連施設の確保）のため、長伐期施業を視野に入れ、特性に応じた森林整備が必要となっています。

近年、集中豪雨、大雪、地すべり、崖崩れ等の自然災害、海岸への流木漂着、イノシシやクマ等の動物の出没による農作物被害や松くい虫による枯損の拡大等、住民の森林に対する関心は年々高まってきており、その整備活動にも大きな期待が寄せられています。

このため、集落間を結ぶ道路沿線付近の森林の適切な整備を行い、災害の未然防止を図るとともに、安定した市民生活（ライフライン）を確保する必要があります。また、集落周辺の里山林では、地域住民等により刈り払いや伐採などの継続的な管理を行い、地域の里山整備を推進していくこととします。

また、既存の住民による活動を含め、「里山林」及び「混交林」においてはボランティア団体や企業などの幅広い参加を得て、森林所有者・住民・地域・行政が協働で整備を進める必要があります。

特に、「とやまの森づくりサポートセンター」を中心に、ボランティア団体のネットワークづくり（情報提供、資材貸与、研修会）に参加し、その活動を一層広める必要があります。

また、森づくりを推進するにあたっては、計画、実行、評価、改善（PDCA サイクル）の各プロセスにおいて多くの市民の参加を得ながら進めることとします。

第4項 森づくりへの具体的な取り組み

1 里山林の整備

(1) 里山林の整備を実施する森林の所在は下表のとおりです。

整備の方法	森林の所在		面積(ha)	備考
	場 所	林班		
里山再生整備 竹林皆伐・除伐 広葉樹除伐等 550.70ha	栗原	63 林班	10.00	
	小滝	195 林班	5.00	
	泉	74 林班	4.60	
	国見	194 林班	5.00	
	万尾	67 林班	9.60	
	堀田	1 6 林班	5.80	
	指崎	182 林班、209 林班	25.00	
	小竹	2 林班	13.00	
	蒲田	18 林班	15.00	
	谷屋	135 林班、139 林班、141 林班	45.00	
	余川	149 林班、150 林班、174 林班、 175 林班、178 林班	101.00	
	大浦	10 林班	9.60	
	柿谷	142 林班、143 林班	6.70	
	吉滝	183 林班、184 林班	12.70	
	島尾	1 林班	10.80	
	飯久保	24 林班、55 林班	15.50	
	中谷内	6 6 林班	15.70	
	三尾	126 林班、127 林班	15.60	
	姿	23 6 林班	23.10	
	神代	2 1 林班、2 4 林班	10.00	
	惣領	5 4 林班、5 5 林班	39.00	
	久目	8 6 林班	7.00	
	新保	1 3 4 林班	16.00	
	上田	7 6 林班、7 7 林班、7 8 林班	25.00	
	戸津宮	2 2 7 林班、2 3 0 林班	20.00	
	熊無	137 林班、138 林班、139 林班	25.00	
	宇波	230 林班、231 林班、232 林班	30.00	
	上泉外	1 林班	10.00	
	下田子	8 林班	20.00	

(2) 海岸林の整備を実施する森林の所在は下表のとおりです。

海岸林の保全対策については、海岸林及びその周辺を松くい虫被害対策重点区域（以下「重点区域」という。）として、海岸林から外側300mの範囲を基本に設定し、海岸林における一体的かつ重点的な松くい虫対策を実施します。

整備の方法	地区名	面積(ha) (うち森林面積)	備考
枯松の伐倒駆除、予防対策 (薬剤散布、樹幹注入)等	窪、柳田、島尾	200 (14)	

松くい虫被害対策重点区域図



2 混交林の整備

混交林の整備を実施する森林の所在は下表のとおりです。

整備の方法	森林の所在		面積 (ha)	備 考
	場 所	林班		
人工林に侵入した 竹林の整理 51.55ha	仏生寺	34林班	1.19	
	鞍骨	44林班	2.40	
	七分一	147林班	2.75	
	触坂	98林班	0.37	
	矢田部	55林班	0.75	
	飯久保	55林班	0.50	
	粟原	63林班	2.95	
	中谷内	65林班	1.84	
	下久津呂	65林班	1.08	
	早借	81林班、84林班、85林班	2.24	
	柿谷	144林班、145林班	6.00	
	上久津呂	65林班	1.40	
	上田	75林班、78林班	17.03	
	中村	142林班	1.60	
	桑院	96林班、97林班	3.00	
	久目	86林班、87林班、88林班、 89林班	2.90	
	谷屋	139林班、142林班	6.75	
余川	178林班	2.80		

3 市独自の取り組み

(1) 生産林の整備

豊富な資源量を有し、ほとんどが生産林である氷見市の人工林において、地域の森林所有者、森林組合、素材生産業者と連携し、一定面積の森林経営計画を策定することを支援し、森林施業の集約化を図るとともに、路網整備や高性能林業機械による林業採算性を向上させます。また、伐期を迎え偏った齢級構成をしている人工林を、持続的に木材生産できるように主伐や間伐、植林等の整備を実施し、公益的機能の増進を図りながら、均等な齢級構成に変換することを推進します。

<氷見市の森林の材積>

	面積(ha)	材積(m ³)	年間成長量(m ³)
人工林	4,821	2,552,394	33,048
天然林	7,599	1,275,232	8,727
合計	12,420	3,827,626	41,775

①森林経営計画策定支援による森林施業の集約化

森林経営計画を策定することにより、間伐等の施業や路網の整備に補助金が交付されます。地域の森林所有者を集めて説明会を開催し、森林経営計画を策定することで、集約化した森林施業を推進します。

②路網整備や高性能林業機械の導入による林業採算性向上

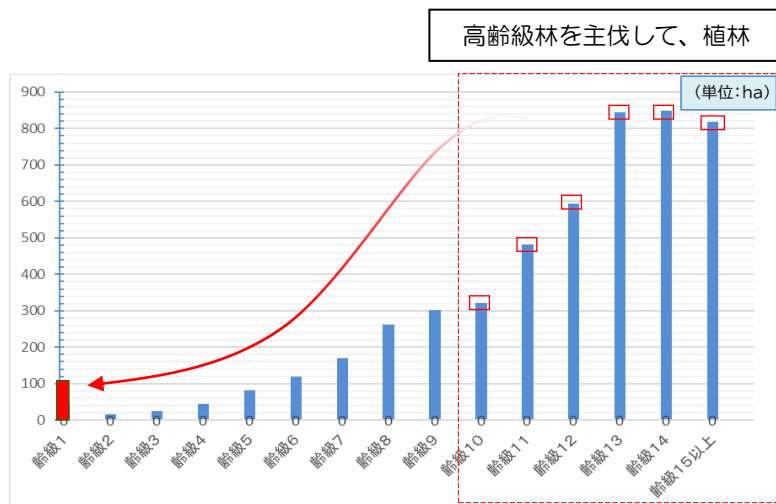
林道や林業専用道、作業道を整備することにより、大型トラックや高性能林業機械が、森林内に入ることができるようになり、林業の採算性が向上し、森林所有者への所得還元が行われるため、これにより再造林の意欲向上に繋がります。

<路網整備と高性能林業機械>



③齢級構成の均等化による持続的な木材生産

スギの標準伐期齢を超えている10 齢級以上の人工林は79%を占めています。この人工林を主伐し、主伐後に優良無花粉スギ「立山 森の輝き」等を植樹することによって、人工林の齢級構成を均等にし、持続的な木材生産を可能とします。



(2) 竹林の整備・活用

氷見市の竹林面積は339ha で、ほとんどが管理されていない放置竹林であり、周囲へ侵入して面積を拡大し、イノシシ等の農作物被害増加の一因となっています。氷見市の竹林の分布状況を把握し、その立地環境から管理竹林と放置竹林に区分します。

また、タケノコ生産林の管理方法、放置竹林の駆除方法、竹資源の有効活用の先進事例を研究し、氷見市の竹林の管理マニュアルを作成し、森林組合や森林研究所、とやまの竹資源ネットワークに参加する団体（各地域やボランティア団体、企業等）と連携して、氷見市内の竹林の適性管理に努めます。

①氷見市の竹林面積、管理竹林と放置竹林の区分

航空写真を解析することにより、竹林の分布状況を把握し、タケノコ生産林として管理していく管理竹林と、管理できない放置竹林に区分します。

②タケノコ生産林の管理方法、放置竹林の駆除方法

タケノコ生産林の管理方法、放置竹林の駆除方法を森林組合や森林研究所と連携して研究し、氷見市の竹林管理マニュアルを作成します。

<管理された竹林>



<竹林の駆除方法研究>



③ネットワーク化による適性管理

竹林は、周囲の森林に侵入して拡大するため、地域やボランティア団体、企業と連携して管理することが重要です。各団体に適正な管理方法を周知するとともに、情報交換の場を提供し、氷見市内の竹林の適性管理に努めます。

<タケノコ掘りイベント>



(3) 氷見産木材の活用促進

平成23年度から「氷見産木材活用促進事業」を実施し、氷見産木材を使用した木造住宅や事務所等の新築・増改築及び内装木質化に係る改修について補助金を交付し、氷見産木材の建築材としての活用を促進しています。地域の林業及び木材産業の連携・活性化、そして森林整備意欲の向上による公益的機能の増進に努めることとします。

また、氷見市内の里山林で育成したスギの愛称を「ひみ里山杉」とし、ひみ里山杉活用協議会や森林組合等の各関係団体と連携して、地元の木材を建築材の他、様々な用途で利用されるよう普及に努めます。

<ひみ里山杉活用協議会との協定締結>

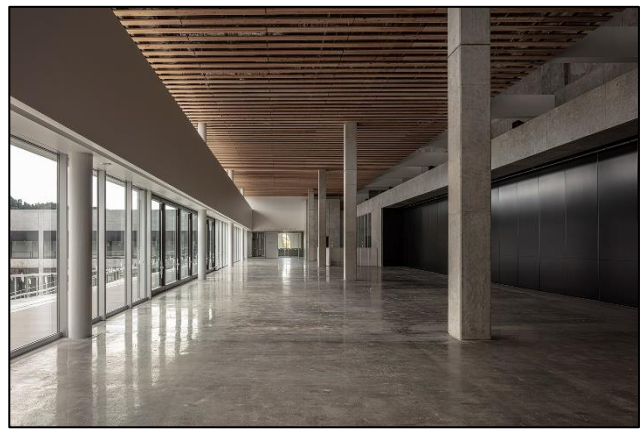


令和4年3月15日には市とひみ里山杉活用協議会との間で「ひみ里山杉等（氷見産木材）利用促進に関する協定」を締結。建築物における木材利用をより一層促進していくこととしています。

(4) 公共建築物等への木材利用推進

平成24年7月1日に策定した「氷見市公共建築物等木材利用推進方針」を令和5年3月1日に「氷見市建築物等における木材の利用の促進に関する方針」へと改定し、市内の公共建築物等において、氷見産木材の積極的な利用を推進しています。木に触れ、木の大切さや良さを実感する場を提供し、木材利用による氷見市の林業及び木材産業の活性化、多面的機能を発揮する森林の適正な整備促進に資することとします。

<氷見市芸術文化館の内装木質化>



(5) 木質バイオマス活用

樹木の成長による再生産可能な木質バイオマスについて、生産・加工・流通・消費の過程における資源量を把握し、持続可能で有効な活用に努めます。氷見市民プールに木質チップボイラーを整備し、氷見市産材の製材端材や林地残材等を熱エネルギーとしての有効利用を実施します。

また、木質バイオマスストーブ等の木質バイオマス設備の導入に対する経費に対し補助金を交付することにより、個人住宅や民間施設における木質バイオマスの利用拡大を促進します。

(6) 地域や企業、ボランティア団体による森林活動

様々な多面的機能を発揮する森林の整備・保全、利活用に取り組む地域や企業、ボランティア団体による森林活動に協力するとともに、それぞれの団体が協働・連携し合い、氷見市全体の森林活動が活発になるような体制づくりに努めます。

<漁業者の森づくり>



漁業協同組合ほか

<ひみ森の番屋>



協働・連携

<里山整備地区>



各地域など団体

<企業の森（五十谷）>



FPの家、氷見建設業協会ほか

(7) 森林病虫害防除

窪・柳田・島尾の海岸松林において、大量発生した松くい虫の被害対策として、薬剤散布、被害木の伐倒駆除、健全木への薬剤注入について実施に努めます。また、白砂青松の海岸林を回復させるための植樹の実施に努めます。

<松くい虫被害林>



<ボランティアによる植樹>



第2章 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備の方法に関する事項

第1項 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢については、主要樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐期齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、この林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

樹種	標準伐期齢
ボカスギ	35
タテヤマスギ その他スギ	45
ヒノキ	55
マツ カラマツ	40
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	60
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	60
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	15～25

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、次のとおりとします。

- ① 更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。
- ② 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行います。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。
- ③ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。
- ④ 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1か所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保存帯を設け、適確な更新を図ることとします。
- ⑤ 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では、おおむね均等の割合で行うものであり、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積にかかる伐採率は30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とすることとします。
- ⑥ 集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法を選択することとします。

3 その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林については、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、適切な時期による計画的な伐採を行うこととします。

また、公益的機能を重視する人工林にあっては、伐期の延長や長伐期林及び複層林（針広混交林）への誘導を促進します。

さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進します。

第2項 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種については、地域や樹種の特性及び既往の成林状況などを勘案して、次のとおりとします。

人工造林の対象樹種	
木材生産を主目的とする場合はスギを主体とし、花粉症対策を推進するため、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を積極的に使用することとする。また、多様な森づくりを進める観点から、適地適木を旨とし、広葉樹の郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件及び造林種苗の需給動向や木材の需要にも配慮した樹種を選定する。	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び施業区分別の植栽本数

人工造林の植栽本数は、森林の確実な更新を図るため、木材生産あるいは防災など造林の目的及び造林地の自然条件や樹種特性、既往の造林の成果などを勘案し、次のとおりとします。

人工造林の実施にあたっては、画一的に行うことなく、現地の実態、自然条件を十分に考慮し、多様な森づくりを進める観点及び保育コストの低減を図る観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入など、新たな施業技術なども取り入れ、幅広く検討することとします。

樹種	施業区分	標準的な植栽本数	備考
スギ	標準施業	2,500 本/ha	植栽・保育経費の低コスト化を図る場合は、2,000本/haとする
	針広混交林	1,000 本/ha	天然更新木との混交林に誘導する場合
広葉樹	標準施業	3,000 本/ha 以上	
	針広混交林	1,000 本/ha	針広混交林に誘導する場合であって、天然更新と併用する場合

注1：防災を目的する場合にあつては、スギ、広葉樹を含め5,000本/ha程度とする。

注2：針広混交林に誘導する場合は、天然更新による稚樹の発生を考慮し、天然更新が期待できない場合には植栽本数を増やすなどの対応をとる。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	雪害や林地の保全及びその後の作業能率に配慮し、筋置きを基本とします。また、再造林にあたっては、原則として伐根を抜き取らないものとします。
植付けの方法	気候や傾斜など自然条件及び既往の方法の成果などを勘案して定めます。
植栽の時期	植栽木が確実に活着するよう、春又は秋の適切な時期に植え付けます。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次のとおりとします。

伐採方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。
択伐	伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案して、次のとおりとします。

天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、トチ、ウダイカンバ、シデ類、サクラ類など高木性の樹種を基本としつつ、ヤシャブシやヤナギ、ハンノキ類などの先駆樹種も含めた幅広い樹種を対象とします。
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、シデ類、サクラ類などのぼう芽力の強い高木性の樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数については、伐採後おおむね5年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る樹高の更新対象樹木の期待成立本数は、1ヘクタールあたり10,000本程度とします。

また、天然更新すべき立木の本数については、天然更新の対象樹種の期待成立本数の立木度3となる1ヘクタールあたり3,000本程度とします。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法については、次のとおりとします。

更新の種類	作業	標準的な方法
天然下種	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条処理等の作業を行うこととします。
天然下種/ぼう芽	刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
	植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。
ぼう芽	つる切	ツル植物の繁茂により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
	芽かき	発生後数年までは枯死する者が多いため、その後の成長を見ながら発生位置の低い（寝又は根に近い）優勢なものを株あたり1～3本残すこととします。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法については、次のとおりとします。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新の完了が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとします。

・天然更新の完了の判断基準

伐採後おおむね5年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る更新対象樹木の幼稚樹が、概ね1ヘクタール当り3,000本（期待成立本数の立木度3）以上成立し、かつその出現率が70%以上となった状態をもって、更新完了とします。なお、出現率とは、幼稚樹の発生したプロット数が、全プロット数に占める割合とします。

・天然更新の完了の確認調査の方法

対象地の尾根部、中腹部、沢部にそれぞれ1カ所以上標準的な箇所を選んで調査区を設定し、1調査区の大きさは、帯状に長さ30m、幅1mの区域とします。ただし、対象地の稚幼樹帯の発生状況がほぼ均一と判断される場合には、調査区を適宜減じます。プロットは1調査区を6等分に分割して設定します。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間については、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）」に基づき、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
—	—

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)のとおり。

イ 天然更新の場合

2の(1)のとおり。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における生育し得る最大の立木の本数として想定される本数については、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、1ヘクタールあたり10,000本程度とします。

また、更新すべき立木の本数については、生育し得る最大の立木の本数の立木度3となる1ヘクタールあたり3,000本程度とします。

5 その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林については、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、伐採後の人工造林を行うこととします。

第3項 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率等

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率等については、次のとおりとします。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率				
			初 回	2回目	3回目	4回目	5回目
タテヤマスギ	標準伐期 (45年)	2,500	17年生 (24%)	24年生 (27%)	34年生 (28%)	55年生 (25%)	—
	長伐期 (90年)		20年生 (33%)	33年生 (33%)	55年生 (32%)	—	—
ボカスギ	標準伐期 (35年)	2,000	16年生 (26%)	21年生 (26%)	30年生 (25%)	45年生 (25%)	—
	長伐期 (70年)		16年生 (35%)	24年生 (35%)	40年生 (34%)	—	—
ヒノキ	標準伐期 (55年)	2,500	26年生 (27%)	36年生 (28%)	48年生 (27%)	65年生 (28%)	90年生 (27%)
	長伐期 (110年)		27年生 (35%)	39年生 (35%)	57年生 (35%)	84年生 (35%)	
カラマツ	標準伐期 (40年)	2,500	15年生 (29%)	22年生 (27%)	30年生 (28%)	43年生 (28%)	70年生 (28%)
	長伐期 (80年)		16年生 (35%)	23年生 (35%)	37年生 (35%)	77年生 (27%)	

注：地位3における間伐作業の一般的な目安を示したもの

(2) 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数

平均的な間伐の実施時期の間隔の年数については、次のとおりとします。

樹種	施業体系	平均的な間伐の間隔	
		標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
タテヤマスギ	標準伐期(45年)	10年	20年
	長伐期(90年)		
ボカスギ	標準伐期(35年)	10年	15年
	長伐期(70年)		
ヒノキ	標準伐期(55年)	10年	20年
	長伐期(110年)		
カラマツ	標準伐期(40年)	10年	20年
	長伐期(80年)		

注：地位3における間伐作業の一般的な目安を示したもの

なお、既往の冠雪害の発生状況を勘案し、間伐を実施すべき森林の立木の形状比は”65以上”とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類別の標準的な方法（時期、回数、作業方法）については、次のとおりとします。

保育種別	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																		標準的な方法
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	15	16	20	21	25	26	30	
根踏み	スギ		1																	植栽の翌年に実施
雪起し				1	1	1	1	1	1	1	1									消雪後1箇月以内に実施
下刈り		1	2	2	2	1	1	1	1											春植えの場合は1年目から実施
つる切		必要に応じて実施																		
除伐	ギ																			必要に応じて実施
枝打ち																				必要に応じて実施
																				間伐との同時作業の検討

注：この標準表は、主たる保育作業の一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては、画一的に行うことなく植栽木の生育状況、現地の実態、立地条件に即した効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討の上適切に実行する。

特に、侵入した有用天然木、天然性雅樹の取り扱いについては、植栽木の生育状況を勘案の上育成に配慮する。

3 その他必要な事項

間伐及び保育の実施にあたっては、画一的に行うことなく、植栽木の生育状況や、森林の立地条件に加え、コストの低減についても十分考慮のうえ、時期や方法などを決めることとします。

また、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は、参考資料5に記載のとおりです。

第4項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等のとおりとし、その区域は別表1のとおりとします。

森林の基準	対象となる制限林等
ダム集水区域ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林	<ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養保安林 ・干害防備保安林 ・水源涵養機能^{かん}の評価区分が高い森林

イ 施業の方法

水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の施業の方法については、次のとおりとし、その区域は別表2のとおりとします。

- ① 下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐期の延長を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢に10年を加えた林齢とします。
- ② ①のうち、既往の施業体系として、長伐期施業を指向している森林については、長伐期施業を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢の2倍の林齢から10年を減じた林齢とします。
- ③ 他の公益的機能別施業森林と重複する森林については、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

また、伐期の延長及び長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおりとします。

森林の伐期齢の下限		
樹種	伐期の延長を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林 (主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの)
ボカスギ	45	60
タテヤマスギ その他スギ	55	80
ヒノキ	65	100
マツ カラマツ	50	70
その他針葉樹(主に天然更新によるもの)	70	110
広葉樹(ブナなど主に天然下種更新によるもの)	70	110
広葉樹(コナラなど主にぼう芽更新によるもの)	25~35	20~40

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能又はその他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等のとおりとし、その区域は別表1のとおりとします。

種類	森林の基準	対象となる制限林等
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備、その他山地災害の防備を図る必要のある森林	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂流出防備保安林 ・土砂崩壊防備保安林 ・なだれ防止保安林 ・砂防指定地周辺 ・山地災害危険地区 ・山地災害防止機能の評価が高い森林
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件からみて、風害、霧害等気象災害を防止する機能が高い森林	<ul style="list-style-type: none"> ・飛砂防備保安林 ・防風保安林 ・潮害防備保安林 ・生活環境保全機能の評価が高い森林
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林及び、史跡、名勝等の所存する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林	<ul style="list-style-type: none"> ・保健保安林 ・風致保安林 ・都市計画法による風致地区 ・文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林 ・保健文化機能の評価区分が高い森林
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	なし	—

イ 施業の方法

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能又はその他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の施業の方法については、次のとおりとし、その区域は別表2のとおりとします。

- ① 成長量が比較的高く緩傾斜の森林は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、長伐期施業を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は標準伐期齢のおおむね2倍以上とします。なお、主伐の時期を短縮しても適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢から10年を減じた林齢とします。
- ② 急傾斜又は成長量の低い森林のうち、特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、育成複層林に誘導します。それ以外の森林については、択伐以外の方法により育成複層林に誘導します。
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進し

ます。

- ④ 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林と重複する森林については、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

また、長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおりとします。

森林の伐期齢の下限		
樹種	長伐期施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林 (主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの)
ボカスギ	70	60
タテヤマスギ その他スギ	90	80
ヒノキ	110	100
マツ カラマツ	80	70
その他針葉樹(主に天然更新によるもの)	120	110
広葉樹(ブナなど主に天然下種更新によるもの)	120	110
広葉樹(コナラなど主にぼう芽更新によるもの)	30~50	20~40

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等に沿って、その区域は別表1のとおりとします。

森林の基準
林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い「特に効率的な施業が可能な森林」

(2) 施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の森林施業の方法については、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本に、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進し、主伐の時期は標準伐期齢以上の林齢とします。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行います。

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1林班ロ〜リ、2林班イロハ、7〜70林班、71林班イロハ、72〜217林班、219林班ロ〜ワ、220〜232林班、233林班イロハ、234林班ハ〜チ、235林班、236林班イロハト〜ヌ、237〜254林班	12,947
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	0
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1林班イ	14
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1林班イ、2林班イロハ、3林班、71林班ニ〜リ、218林班、219林班イ、233林班ニ〜ト、234林班イロ、236林班ニホハ	232
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	0
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1林班ロ〜リ、2林班イロハ、7〜70林班、71林班イロハ、72〜217林班、219林班ロ〜ワ、220〜232林班、233林班イロハ、234林班ハ〜チ、235林班、236林班イロハト〜ヌ、237〜254林班	12,947
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	66林班イ	5

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	1林班ロ〜リ、7〜70林班、71林班イロハ、72〜217林班、219林班ロ〜ワ、220〜232林班、233林班イロハ、234林班ハ〜チ、235林班、236林班イロハト〜ヌ、237〜254林班の内、農林水産公社対象森林を除く	12,932
長伐期施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍から10年減じた林齢とするもの） 23林班ハニ、25林班ニホハ、39林班ヘラワ、40林班イ、ハ〜ル、41林班イロハ、45林班ロ、46林班ロハホハ、47林班イ〜トヌ、54林班ハト、55林班ホハチ、56林班ホ〜ヌ、57林班トチ、58林班リ、59林班イロハトチ、76林班リヌ、77林班ニホハ、78林班ハ〜ヘチリヌ、80林班イ、ホハト、88林班ホハト、89林班ロハト、91林班ロハニトチ、92林班イ〜ホトチ、93林班イハトチヌ、94林班イ〜チ、102林班ホ〜リ、103林班ロハニ、105林班チ、106林班ホ、107林班ハ、109林班ロハニハト、155林班ニホヌ、158林班ハ〜ト、160林班ハトチ、161林班トチリ、162林班ロハチ、167林班イ〜リ、168林班イロホワ、171林班チリ、173林班イ〜ホ、175林班トチ、176林班ロ〜リ、177林班ロ〜ホ、182林班ニホ、184林班ホ〜リ、186林班ロ〜ヌ、187林班リヌル、188林班イ、196林班リヌル、200林班ヘチリ、201林班ハホ〜リ、202林班ホ〜ヌ、203林班チリヌヲ、205林班イ、208林班ト〜ル、209林班イ、210林班ロホ〜ヌ、223林班ハ〜ヌ、224	968

		林班ハトリ又、225林班ハニト～ヲ、227林班ハ～ワ、228林班イ～ニ、230林班ハニハ、235林班ハニ、240林班ニホトチ又、241林班イハニチ～ヲ、242林班イ～ニハトチ、243林班ハニホ、245林班チヌル、246林班イロハホ、247林班イロニ～ヘルワ～ヨ、248林班イロハ、249林班リ、250林班イ～ホトの内、農林水産公社対象森林 1林班イ、2林班イロハ、3林班、71林班ニ～リ、218林班、219林班イ、233林班ニ～ト、234林班イロ、236林班ニホハ ただし、自然公園区域内の森林の施業に関する制限については、昭和34年11月9日国発643号に定められています。	
	長伐期施業を推進すべき森林（主伐の時期を標準伐期齢の2倍の林齢とするもの）	—	0
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	—	0
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	0
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	—	0

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進対策

緑化活動を行うNPO等の間伐や保育その他の森林施業については、森林法や国又は地方公共団体の計画に適合するものであることを確認しつつ、必要となる情報の提供等を行い積極的な支援に努めることとします。

(2) その他

別表2ただし書きのとおり。

第5項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市においては、所有規模の零細な森林所有者が多いことから、森林組合等林業事業体への長期の施業や、森林の経営の委託への転換により、森林の経営規模の拡大を推進することとします。

2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む。）に対し、森林組合等林業事業体への長期の施業や経営の委託について働きかけを推進するとともに、森林組合等林業事業体が施業の集約化に取り組む場合に必要となる情報の提供に努めることとします。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林組合等林業事業体は、森林所有者から長期の施業や経営の受託等を行う場合は、契約を締結し、委任内容や費用負担等について明確にすることとします。

また、森林の施業等を受託する際には、事前に森林所有者に対し見積り等を提示し、費用負担について了解を得ることとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

（1）基本的な方針

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成は、本計画に定められた公益的機能別施業森林や、木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意して行います。また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された（設定が見込まれる）森林は、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は、木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図ることとします。

（2）具体的な方針

① 経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成を行う場合は、次のような森林について優先的に行うこととします。

- 最後に行った間伐から15年以上経過する等、冠雪害を考慮した森林の管理方法として定められた、形状比を超えているか、その形状比を超えるおそれがある森林
- 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林
- 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域の森林（経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の作成を推進するものとする）

② 経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、市町村森林経営管理事業による森林整備を進めることとします。

③ 市町村森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項に適合する施業を行います。

5 その他必要な事項
〈なし〉

第6項 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市においては、所有規模の零細な森林所有者が多いことから、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進することとします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

林業を専業としない森林所有者が多数を占め、不在村森林所有者が増加する中、当該森林所有者に対する普及啓発活動を強化し、森林組合等林業事業者への長期の施業の経営の委託や施業実施協定の締結に努めることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同者」という。）は、各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととし、施業は間伐を中心に可能な限り共同又は意欲ある森林組合等林業事業者への委託により実施することとします。
- ② 作業路網その他の施設の維持運営は共同者全員により実施することとします。
- ③ 共同者の一員が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ個々の共同者が果たすべき責務を明らかにすることとします。
- ④ 共同者全員の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとします。

4 その他必要な事項
〈なし〉

第7項 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や作業システムに応じた路網密度の水準については、次のとおりとします。

区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110m/ha以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60<50>m/ha以上
	架線系作業システム	20<15>m/ha以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5m/ha以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

3：「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に、傾斜が急峻な箇所、地質・土壌が脆弱な箇所、木材等生産機能の評価区分が低い森林を除き、基幹路網整備と併せて施業の集約化を図ることにより、低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については、氷見市森林作業路網図のとおりとします。

3 作業路網の整備に関する事項

（1）基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、富山県林業専用道作設指針（平成23年4月1日森政第432号）に則り開設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画については、次のとおりとします。なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	延長 (km)	利用区域面積 (ha)	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		始 121 終 120	池田床鍋	1.1	36		①	
開設計				1	1.1	36			
拡張	(局部・法面)改良		始 211 終 245	氷北	(2) 0.1	1,266	○	②	
拡張	//		始 101 終 110	能越3号線	1.1	53	○	③	
拡張	(局部)改良		始 49 終 47	神野線	(2) 0.1	106	○	④	
拡張計				3	(4) 1.3				

注：延長欄の（ ）は、箇所数

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成して適切に管理することとします。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）を基本として、富山県森林作業道作設指針（平成23年3月31日森政第541号）に則り開設することとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとします。

4 その他必要な事項

上記の他、山土場等の木材集積場や、機械の保管庫等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設、その他森林の整備のために必要な施設の整備計画については、次のとおりとします。

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
山土場		山土場： 930m ²	①	

第8項 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保に関しては、県などの情報共有に努め、必要に応じて就職相談会の開催や就業体験等実施するほか、林業への新規参入・企業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に取り組むこととします。

また、間伐や路網整備の支援などを通じて、林業事業体の経営体質強化に努めることとします。

加えて、林業技術講習会や林業講演会等を開催し、市民に広く林業に触れる機会を設け、担い手の確保に努めることとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業機械の導入の促進に関しては、本市の地形等の条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入・稼働率の向上を図ることとします。

また、林業機械の導入に当たっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、目標とする路網密度の水準と作業システムを目安として、林道、林業専用道及び森林作業道の整備を推進することとします。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標については、次のとおりです。

作業の種類		現状(参考)	将来
伐倒 造材 集材	庄川 流域	緩傾斜地 (0° ~15°)	・車両系作業システム ハーベスタ グラップル フォワーダ
		中傾斜地 (15° ~30°)	
		急傾斜地 (30° ~35°)	
		急峻地 (35° ~)	・架線系作業システム 上記及びスイングヤーダ
造林 保育 等	地拵、下刈、枝打ち	人 力 刈 払 機 自動枝打機	人 力 刈 払 機 自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用促進のための施設の整備に関しては、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備に加え、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めます。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画については、次のとおりです。

施設の種類	現状（参考）		計 画		備考
	位 置	対図番号	位 置	対図番号	
製材工場	諏訪野	△1	諏訪野	△1	
製材工場	窪	△2	窪	△2	
製材工場	十二町	△3	十二町	△3	
製材工場	中村	△4	中村	△4	
製材・チップ工場	万尾	△5	万尾	△5	
製材工場	惣領	△6	惣領	△6	
製材工場	日詰	△7	日詰	△7	
製材工場	日詰	△8	日詰	△8	
製材工場	余川	△9	余川	△9	
しいたけ生産施設	仏生寺	△10	仏生寺	△10	
しいたけ生産施設	森寺	△11	森寺	△11	
しいたけ生産施設	上余川	△12	上余川	△12	
しいたけ生産施設	寺尾	△13	寺尾	△13	
しいたけ生産施設	小窪	△14	小窪	△14	
しいたけ生産施設	仏生寺	△15	仏生寺	△15	
しいたけ生産施設	吉滝	△16	吉滝	△16	
たけのこ選別施設	栗原	△17	栗原	△17	
プレカット工場 （マイスター）	惣領	△18	惣領	△18	

4 その他必要な事項

都市住民を中心としたUJターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備に努めることとします。

第3章 森林の保護に関する事項

第1項 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、次の基準に沿って、別表3のとおりとします。

区域の基準
「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として設定する。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実状に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとします。その際、対策鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植林が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
—	—	—

2 その他必要な事項

実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置実施個所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

また、鳥獣等の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ります。

第2項 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法等

森林病虫害等の被害対策については、病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

また、松くい虫防除対策、カシノナガキクイムシ防除対策については、次のとおりとします。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

松くい虫防除対策	
防除方法	対象松林
薬剤散布	保安林等公益的機能の発揮が特に高く求められる人工林で、駆除だけでは被害が拡大するおそれのある松林
樹幹注入	老齢松林など保全すべき重要な松林で、対象木を限定して実施。
伐倒駆除	被害程度が微害～激害の松林
衛生伐	被害程度が微害～中害の松林（伐倒駆除との重複は不可）

森林病虫害等防除法に基づき、1区域の高度公益機能森林が指定されています。

対象松林の概況と防除方針は、次のとおりとします。

保全松林名：氷見高度公益機能森林
対策対象松林の概況 氷見高度公益機能森林は、海岸地帯の人工林で、背後の住宅や田畑を塩害から保全する目的に飛砂防備保安林に指定されています。また、能登半島国定公園に指定され、キャンプ場や海水浴場等が県民の憩いの場となっています。このため、松林の保全を図り、森林の公益的機能を発揮することが重要になります。
防除対策実施方針 被害状況は中害であり、被害が増加傾向にあることから、引き続き防除を実施しないと被害が拡大するおそれがあります。被害状況から、地上散布及び伐倒駆除の徹底により、被害程度を微害にすることを目標に防除を実施します。

カシノナガキクイムシ防除対策	
防除方法	対象森林
伐倒駆除	地域住民と関わりが深い森林等
樹幹注入	防災上、景観上特に保全すべき森林で、対象木を限定して実施。

2 鳥獣害対策の方法（第1項に掲げる事項を除く。）

第1項の1に定める対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の動向等を踏まえた被害対策等を進めるとともに、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備等を推進します。

また、クマ剥ぎ被害対策、二ホンジカ被害対策について、次のとおりとします。

クマ剥ぎ被害対策	
防除方法	対象森林
ビニールテープ巻き、防除ネット、枝条巻き	造林公共事業の対象森林 (1 施業地の面積が 0.1ha 以上)
テープ巻き、トタン巻き	造林公共事業の対象外森林
二ホンジカ被害対策	
防除方法	対象森林
防護柵の設置、忌避剤の散布等	造林公共事業の対象森林 (1 施業地の面積が 0.1ha 以上)
防護柵の設置等	造林公共事業の対象外森林

3 林野火災の予防の方法

林野火災の予防については、山火事等の森林被害を未然に防止するため、山火事注意看板等の設置による地域住民等への普及啓発を図りつつ、防火線や防火樹帯等の整備を推進します。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れをする場合には、あらかじめ必要な防火設備を整え、火入れをしようとする森林又は土地に接近している立竹木の所有者又は管理者の了承を得ることとします。

また、氷見市森林等における火入れに関する条例第2条に基づき、火入れ申請を行い、許可後に火入れを実施することとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風雪害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、次のとおりとします。

森林の区域	伐採を促進すべき理由	備 考
1 林班イ	伐倒駆除しなければ、マツノザイセンチュウが健全なマツに移動して被害が拡大するため。	伐倒時期については、マツノマダラカミキリが、被害木から脱出する6月以前に行います。 (更新は2年以内)

(2) その他

林業行政に関わる県、市及び森林組合職員のほか、地域住民や森林ボランティア等の協力も得ながら、森林病獣害虫等による被害、山火事等の早期発見に努めることとします。

第4章 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第5章 その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域については、次のとおりとします。

区域名	林 班	区域面積(ha)
窪・宮田・神代地域	4～24	782
仏生寺地域	25～54	1,718
布勢、十二町、上庄①、速川①地域	55～85	1,535
久目地域	86～121	1,876
上庄②・熊無・速川②地域	122～146	1,296
余川・碁石地域	147～180	1,889
阿尾・八代・藪田地域	181～191、194～214	1,849
宇波地域	215～234	986
女良地域	235～254	1,093

(2) その他

森林所有者等が森林経営計画を作成する際は、次に掲げる事項について適切に計画することとします。なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとします。

- ① 第2章第2項の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ② 第2章第4項の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ③ 第2章第5項の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び第2章第6項の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④ 第3章の森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

身近な里山林については、生活環境の保全、地域独自の景観形成の役割に加え、山村や都市住民の参加による多様な個人又は団体の交流やボランティア活動の場として新たな役割を發揮することへの期待が急速に高まっています。

このため、その活動を支援し、森林の利用を図ろうとする個人又は団体に対して活動の場となる森林を設定し、自主的な活動により里山林の保全・整備・利用を推進することとします。

このことにより、山村と都市との交流を促進し、森林の持つ多面的な機能や森林整備についての理解を深め、豊かな森林づくりを図ることとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画について、次のとおりとします。

施設の種類	現状（参考）		将 来		対図番号
	位置	規 模	位置	規 模	
林業後継者活動拠点施設	針木	交流施設 64 m ²	針木	交流施設 64 m ²	▽1
展 示 林	早借	主要樹種展示林 1ha	早借	主要樹種展示林 1ha	▽2
氷見市林業研修センター	中村	研修施設 276 m ²	中村	研修施設 276 m ²	▽3
森寺城址	森寺	休憩施設 120ha	森寺	休憩施設 120ha	▽4
臼ヶ峰園地	床鍋	休憩施設・展望台 3ha	床鍋	休憩施設・展望台 3ha	▽5

5 住民参加による森林整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

第1章第3項の2のとおり。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

川は、地域住民の水源として、また、美しい漁場づくりも重要であることから、水源涵養など森林の大切な役割を地域住民に積極的にPRするとともに、森づくりへの参加や氷見産木材の利用の気運を高めるよう努めることとします。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

当市では平成25年度より、富山県西部森林組合が、森林経営計画の樹立およびそれに基づく森林の適切な経営・管理を行っていることから、令和5年度時点において、森林経営管理制度を活用した市町村経営管理事業等を行う計画を定めていません。

今後は、森林経営計画が策定されていない森林において、適正な森林の経営管理を行うため、本制度に基づく意向調査等を進めることとします。

(1) 経営管理意向調査等の年度別事業計画

該当無し

(2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

該当無し

7 その他必要な事項

宅地造成及び盛土等規制法（盛土規制法）に基づく安全対策について、盛土等による災害から市民の生命・身体を守るため、県と連携して災害の未然防止に努めます。

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総数		
		計	男	女
実数 (人)	平成12年	56,477	26,938	29,539
	平成17年	54,495	25,869	28,626
	平成22年	51,726	24,463	27,263
	平成27年	48,012	22,772	25,240
	令和4年	41,562	19,809	21,753

・令和3年度富山県森林・林業統計書による

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	その他
			農業	林業	漁業	小計			
実数 (人)	平成12年	29,867	1,492	39	419	1,950	12,678	15,229	10
	平成17年	28,039	1,473	20	341	1,834	10,659	15,499	47
	平成22年	24,956	864	77	275	1,216	9,166	14,417	157
	平成27年	23,738	787	45	198	1,030	8,060	14,094	554
	令和4年	21,979	677	40	174	891	7,202	13,220	666

・令和3年度富山県森林・林業統計書による

(2) 土地利用

	年次	総土地面積	森林面積	耕地面積			面積その他
				計	田	畑	
実数 (ha)	平成12年	23,031	13,529	2,788	2,555	233	6,714
	平成17年	23,003	13,499	2,222	2,065	157	7,282
	平成22年	23,047	13,480	2,079	1,952	127	7,488
	平成27年	23,056	13,485	1,939	1,847	92	7,632
	令和4年	23,054	13,488	3,160	2,790	370	6,406

・令和3年度富山県森林・林業統計書による

(3) 森林資源の現況等

① 保有形態別森林面積

(単位 : ha)

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)		
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林			
総数	13,488	100.0	12,552	4,861	7,691	36.0		
国有林	計	66	0.5	66	20	46	30.3	
	林野庁所管	0	0.0	0	0	0	0.0	
	其他省庁	66	0.5	66	20	46	30.3	
民有林	計	13,421	99.5	12,420	4,821	7,599	35.9	
	公有林	県有林	232	1.7	226	188	38	81.0
		市有林	50	0.4	45	23	22	46.0
		財産区林	0	0.0	0	0	0	0.0
	私有林	公社有林	829	6.1	817	751	66	90.6
		森林総研有林	106	0.8	103	80	23	75.5
私有林		12,204	90.4	11,229	3,779	7,450	31.0	

・森林簿(確定年度2021年度)による

②民有林の齢級別面積

(単位 : ha)

	総数	齢級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林	12,420	27	77	42	71	118	162	255	293	312	484	10,579
人工林計	4,821	34	6	17	34	72	110	161	252	291	315	3,529
タテヤマ	885	24	2	6	1	0	6	32	177	234	236	167
ボカスギ	3,459	3	4	8	32	69	97	126	70	44	72	2,934
ヒノキ	78	1	0	0	1	0	7	1	4	6	0	58
カラマツ	43	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	42
マツ	117	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	117
その他計	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
広葉樹計	216	6	0	3	0	2	1	0	0	3	0	201
天然林計	7,599	72	20	55	7	0	1	0	1	0	12	7,431

・森林簿（確定年度2021年度）による（ボカスギの総数については、カワイダニスギ、ミオスギ等を含む）

③保有山林面積規模別経営体数

面積規模	経営体					
1～3 ha	0	10～20 ha	3	50～100 ha	0	
3～5 ha	4	20～30 ha	2	100～500 ha	1	
5～10 ha	4	30～50 ha	0	保有山林なし	2	
					総数	16

・2020年農林業センサスによる

④作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網	115	174,046	
うち林業専用道	—	—	

・令和3年度富山県森林・林業統計書による

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道	327	298,921	

・令和3年度富山県森林・林業統計書による

(4) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
タテヤマスギ	5~18	<p>1(イ), 6(チ, リ), 8(ニ, ホ, ヘ, チ), 12(リ), 15(ハ), 18(イ, ロ, ハ), 20(ホ, ア), 22(ニ, ト, リ), 23(ハ, ニ, ト), 24(ロ), 25(ロ, ニ, ホ, ヘ, ト, チ, リ, ス), 26(ト), 27(ニ, ヘ, ト), 28(ニ, ト), 30(イ, ホ, ト, チ), 31(イ, ハ, チ), 32(ハ, チ, リ, ル), 33(ニ, チ, リ, ス, ル), 34(イ, ロ, ニ, ホ, ト, チ), 35(ロ, ハ, ホ, ト, チ), 36(イ, ロ, ハ, ニ, ホ, ヘ, ト, リ, ヲ), 37(ロ, ト, ス), 38(ニ), 39(イ, ヘ, チ, リ, ヲ), 40(ハ, ニ), 42(イ, ホ, ト, チ), 43(イ, ロ, ハ, ホ, ヘ), 44(ト), 45(ハ, ニ), 46(ロ, ヘ), 47(イ, ニ), 48(ヘ), 49(ロ, ヘ, チ, リ), 50(ホ, ヘ, ト), 51(ホ, ト, チ), 52(イ, ロ, ハ), 53(ロ, ニ, ホ), 54(ハ, ヘ, ト, リ, ヲ), 55(ホ, ヘ, チ), 56(イ, ホ, ト, チ, リ, ス), 57(ロ, ホ, ト, チ), 58(ニ, ホ), 59(ホ, ト, チ), 60(イ, ホ, ヘ, ト), 61(イ, ホ, ト), 62(イ, ト), 63(ハ, ニ, ホ, ト, ル), 64(ロ, ホ, ヘ, チ, ス), 65(イ, ヘ), 66(イ, ニ, ヘ, ト, リ, ヲ), 67(ホ), 68(ロ, ハ, ニ, リ, ス), 69(ニ), 71(ル, カ), 72(ロ, ヘ), 74(ハ, ヘ, チ, リ), 75(ロ, ニ), 76(ト, リ, ス), 77(ロ, ニ, ホ, リ), 78(イ, ハ, ホ), 79(チ), 80(イ, ロ, ホ, ヘ, ト), 81(イ, ロ, ル), 84(ハ, ト), 85(イ, ホ, ト, チ, リ), 97(イ, ホ, ト), 98(イ, ホ, ト, リ), 88(ハ, ホ, チ, リ, ス), 89(イ, ホ, ヘ, ト, リ), 90(イ, ハ, ヘ), 91(ロ, ホ, ヘ), 92(ホ, ト, チ), 93(イ, ハ, ヘ, ト, チ, ス), 94(イ, ニ, ヘ, ト, チ), 95(イ, ロ, ハ, チ), 96(イ, ヘ, ト, チ, リ), 178(ロ, チ), 179(ハ, ニ, ホ), 180(ワ), 181(ハ, リ), 182(イ, ロ, ニ, ホ), 183(ホ, ヘ), 184(ホ, ヘ, ト, チ, リ), 185(イ, ニ, ホ, ヘ, リ), 186(ハ, ス, ヲ, ヲ), 187(イ, ハ, ホ, ヘ, リ, ス), 188(ハ, ト, リ, ス), 189(ハ), 191(イ, ト, リ), 192(イ, ロ, ハ), 193(イ, ハ, ニ, ヘ, ト, チ), 194(ロ), 195(イ, ル, カ), 196(イ, ハ, ヘ, チ, ル), 198(ロ, ニ, ホ, チ), 199(ニ, ホ), 200(ロ, ニ, ホ, ヘ), 201(ロ, ホ, ヘ, リ), 202(イ, ホ, ス), 203(イ, チ, ヲ), 204(ロ, ホ, ヲ), 205(イ, ト, リ), 206(イ), 207(ニ), 208(イ, ト, ス), 209(イ, ヘ, チ), 210(ハ, ホ, ス), 211(ロ, ト, チ, ル), 212(ハ, チ, リ, ス), 213(ロ, リ), 214(ト), 216(ト, ス), 217(イ), 218(リ, ス, ル), 219(イ), 220(ニ), 222(カ), 223(イ, ハ, ヘ, ト, リ), 214(イ, ス, ル), 224(ハ, ト, リ, ス), 225(ハ, ニ, ヘ, チ, ヲ), 226(イ, ニ, リ), 227(ハ, ホ, ス, ヲ, ヲ), 228(イ, ホ, ト), 229(ニ, チ, ヲ), 230(ロ, ニ, ヘ, チ), 231(イ, ニ), 232(ニ, ト), 233(イ, ハ, ニ), 234(イ, ロ), 235(イ, ト, リ, ス, ル), 236(イ, チ), 237(ホ, ス, ル), 238(イ, ホ, ト, チ, リ), 239(イ, ハ), 240(ハ, ニ, ホ, リ, ス), 241(イ, ハ, ト, リ, ヲ), 242(イ, ス), 243(イ, ヘ, ヲ), 244(ニ, ホ), 245(ロ, ヘ, ル), 246(イ, ロ, ハ, ホ, リ), 247(イ, ロ, ニ, ホ, ル, ヲ, カ), 248(イ, ヘ), 249(ロ, ニ, ホ, リ), 250(イ, ホ, ト), 252(ロ, ホ, ル), 253(イ, ロ, リ, ス), 254(ハ, ヘ, リ, ヲ), 999(イ, ロ)</p>
ボカスギ	5~14	<p>1(ロ, リ), 2(イ, ス), 3(イ, チ), 4(ロ, ハ, ホ, チ), 5(イ, ホ), 6(ロ, ハ, ニ, ト, ル), 7(ロ, チ), 8(イ, ニ, ハ, リ), 9(イ, ロ, ハ, ヘ, リ), 10(イ, ル), 11(イ, リ), 12(イ, ス), 13(イ, チ), 14(イ, ス), 15(イ, チ), 16(イ, リ), 17(イ, チ), 18(イ, ス), 19(イ, ス), 20(イ, ス), 21(イ, リ), 22(イ, ス), 23(イ, ト), 24(イ, ス), 25(イ, ス), 26(イ, ル), 27(イ, リ), 28(イ, ハ, リ), 29(イ, ハ, ニ, ホ, ト, ス), 30(イ, リ), 31(イ, チ), 32(イ, ヲ), 33(イ, ヲ), 34(イ, リ), 35(イ, ス), 36(イ, ヲ), 37(イ, ス), 38(イ, リ), 39(イ, ヲ), 40(イ, ヲ), 41(イ, ヲ), 42(イ, チ), 43(イ, チ), 44(イ, ヲ), 45(イ, ヲ), 46(イ, ロ, ニ, ホ, ト, ス), 47(ホ, チ), 48(イ, リ), 49(イ, ス), 50(イ, ロ, ニ, リ), 51(イ, リ), 52(イ, リ), 53(イ, チ), 54(イ, ル), 55(イ, リ), 56(イ, リ), 57(イ, リ), 58(イ, リ), 59(イ, チ), 60(イ, チ), 61(イ, ト), 62(イ, ス), 63(イ, ヲ), 64(イ, ヲ), 65(イ, リ), 66(イ, ヲ), 67(イ, ル), 68(イ, ル), 69(イ, ス), 70(イ, ス), 71(イ, ヲ), 72(イ, ト), 73(イ, ヘ), 74(イ, ス), 75(イ, ス), 76(イ, ス), 77(イ, ス), 78(イ, ス), 79(イ, チ), 80(イ, リ), 81(イ, ヲ), 82(イ, ス), 83(イ, リ), 84(イ, ト), 85(イ, チ), 86(イ, ス), 87(イ, ル), 88(イ, ス), 89(イ, リ), 90(イ, ト), 91(イ, ハ, チ), 92(イ, ス), 93(イ, ス), 94(イ, リ), 95(イ, ス, ヲ), 96(イ, リ), 97(イ, チ), 98(イ, リ), 99(イ, ル), 100(イ, ル), 101(イ, ト), 102(イ, ロ, ニ, リ), 103(イ, ニ, ヘ, ル, ヲ), 104(イ, ロ, ホ, ヘ, リ), 105(イ, ロ, ニ, チ, ス), 106(イ, チ), 107(イ, リ), 108(イ, ル), 109(ハ, ス), 110(イ, ス), 111(イ, ホ, チ, リ), 112(イ, ニ, ヘ), 113(イ, ト), 114(イ, ル), 115(イ, チ), 116(イ, ハ, ル), 117(イ, ス), 118(イ, ト), 119(イ, リ), 120(イ, ト), 121(イ, ヲ), 123(イ, ヲ), 124(イ, ル), 125(イ, ル), 126(イ, ヲ), 127(ロ, ヲ), 128(イ, ヲ), 129(イ, ヲ), 130(イ, ト, リ), 131(イ, チ), 132(イ, ル), 133(イ, ル), 134(イ, リ), 135(イ, ヲ), 136(イ, ス), 137(イ, ス), 139(イ, ス), 140(イ, ル), 141(イ, リ), 142(イ, チ), 143(イ, リ), 144(イ, チ), 145(イ, チ), 146(イ, ル), 147(イ, リ), 148(イ, リ), 149(イ, ル), 150(イ, ハ, ヘ, チ, ル), 151(イ, チ), 152(イ, リ), 153(イ, チ), 154(ハ, ホ, チ, ス), 155(ニ, ホ, チ, リ, ス), 156(イ, ロ, ハ, ホ, ト, ヲ), 157(イ, ロ, ニ, ト, ヲ), 158(イ, ホ, ト, チ, リ), 159(イ, ホ), 160(イ, ル), 161(イ, リ), 162(イ, ロ, ニ, ホ, ヘ, チ, ヲ), 163(イ, ニ, ヘ, ト, リ), 164(イ, ト), 165(イ, ホ), 166(ロ, ハ, ホ, チ, ル, ヲ), 167(イ, ス), 168(イ, ハ, チ, ス, ル, ヲ), 169(イ, チ, ス), 170(ロ, リ), 171(イ, ス), 172(イ, ト), 173(イ, ロ, ハ, ホ, ス, ヲ, ヲ, カ), 174(イ, ト, ホ, ト, ヲ), 175(イ, ト), 176(イ, ト), 177(ロ, チ), 178(イ, ト), 179(イ, ト), 180(イ, ニ, カ), 181(イ, ト), 182(イ, ト, ル, ヲ), 183(イ, ロ, ホ, ス), 184(イ, ニ, ヘ, ト, リ, ヲ), 185(イ, ヲ), 186(イ, ヲ), 187(イ, ル), 188(イ, ス), 189(イ, ス), 190(イ, ホ, ス), 191(イ, ス), 193(イ, ホ), 194(イ, ロ), 195(イ, ヲ), 196(イ, ヲ), 197(イ, ス), 198(イ, リ), 199(イ, ス), 200(イ, ホ, ト), 201(イ, ニ, ス), 202(イ, ヲ), 204(イ, ヲ), 205(イ, ヲ), 208(イ, ト), 209(イ, ヲ), 210(イ, ス), 211(イ, ス), 213(イ, ス), 214(イ, ス), 215(イ, ス), 216(イ, ス), 217(イ, ト, リ), 218(イ, ヲ), 219(イ, ヲ), 220(イ, ス), 221(イ, チ), 222(イ, カ), 223(イ, ヲ), 224(イ, ヲ), 225(イ, ニ, ヘ, ト, リ, ル, ヲ, ヲ), 226(イ, ス), 227(イ, ヲ), 228(ロ, ハ, ホ, ス, ル), 229(イ, ト), 230(イ, リ), 231(イ, チ), 232(イ, ト), 233(イ, ト), 234(イ, チ), 235(イ, ル), 236(イ, ス), 237(イ, ル), 238(イ, リ), 239(イ, リ), 240(イ, ス), 241(イ, ヲ), 242(イ, ル), 243(イ, ホ, チ, ヲ), 244(イ, ロ, ニ, ス), 245(イ, ロ), 246(イ, ル), 247(イ, ヲ), 248(イ, ヲ), 249(イ, リ), 250(イ, ホ, ト, ス), 251(イ, ス), 252(イ, ヲ), 253(イ, カ), 254(イ, ヘ, リ, ヲ)</p>
ヒノキ	5~22	<p>1(ニ, ホ, ト, チ), 2(イ, ロ, ニ), 3(イ, ヘ), 4(ホ, ヘ, チ), 5(ロ), 7(ロ, ホ), 8(ロ, ハ, リ), 9(チ), 10(ハ, チ, ル), 11(ニ, ホ, ヘ), 12(ス), 13(ニ), 16(ニ, リ), 17(イ, ロ, ニ, ホ), 18(ハ, ヘ), 19(ロ), 20(ハ, ト), 21(ニ, リ), 22(ホ, チ), 25(チ, リ, ス), 27(ハ), 28(ホ), 34(イ, ホ), 35(ロ, ハ, ト, リ, ス), 36(イ, チ, ス), 37(ロ, ヘ), 39(ト), 40(ハ), 41(ハ, ル, ヲ), 42(ロ, ハ, ニ, ヘ), 43(ニ, ト), 44(イ, リ), 45(ニ), 53(ニ, ヘ, チ), 54(ヘ), 55(イ, ニ, ヘ), 56(ヘ, ト), 57(ハ), 59(ホ), 60(ヘ), 61(ロ, ホ, ヘ, ト), 62(ニ, ホ, チ), 63(イ, ハ), 64(ホ, チ), 65(ハ, ニ, ホ), 67(イ, ハ, リ, ス), 68(ハ, ニ, ホ), 69(イ, ス), 70(ホ, ヘ, ト), 71(ロ, ハ, ヘ, チ, ヲ), 72(ホ), 73(ヘ), 75(ト, リ), 76(ホ), 79(ロ, ハ), 81(ハ), 84(ハ, ト), 85(チ), 86(ハ, ニ), 89(リ), 90(イ, ト), 91(ト), 92(ホ), 94(ト), 96(ホ), 97(イ, ハ), 98(イ), 99(ハ, ホ, ス), 100(ホ), 101(イ), 102(イ, ホ), 107(ト, チ), 108(ト, ス, ル), 109(チ, リ), 110(ロ, ニ), 111(チ), 112(ニ), 114(チ), 116(ニ, ホ, ト, チ, リ, ル), 117(チ, リ), 118(ヘ, ト), 119(ハ, ホ, ヘ, リ), 120(チ), 121(ホ), 122(イ, チ, ス, ヲ), 124(ホ, ト, チ, ス), 125(ロ, ハ, ス, ル), 126(ハ, ホ, ヘ, リ), 127(ニ, ホ, ト), 128(チ), 129(ホ, チ, リ), 131(イ), 132(イ, ロ, ニ, ホ, チ), 133(ホ, ヘ, リ, ス), 134(ロ, ハ, ニ, ヘ, ト, リ), 135(ニ, ヘ, ト, リ), 136(イ, ホ, ト), 137(イ, ト), 138(イ, ヘ, リ, ス), 139(ロ, ハ, ヘ), 140(ハ), 142(ロ, ニ, ホ, チ), 144(ロ, ハ, ニ, ト), 145(ニ, チ), 146(ロ, ヘ), 147(ロ, ヘ, ト), 148(イ, ロ, ニ, ホ, ト, リ), 149(ロ, ヘ, ト, リ, ル), 150(ホ), 151(ヘ), 152(ホ, ヘ, チ), 153(ハ, ニ, ホ), 154(ホ, ヘ, ト), 156(ス, ヲ), 158(ホ, ヘ), 159(ロ, ホ), 160(イ, ホ, ル), 161(イ, ホ), 162(ス, ル, ヲ), 163(ト), 165(ロ, ヘ), 166(ヘ, ヲ), 168(イ, ハ, ホ, ヘ, ト, ヲ), 169(ホ), 170(ロ, ト, リ), 171(ハ, ニ, ホ, ス), 172(イ, ハ, ニ, ホ, ト), 173(ロ, ハ, ヲ, カ), 174(ス, ル), 175(ロ, ハ), 176(ロ), 178(ハ, ニ, ホ, チ, リ), 179(ハ, ト, ス), 180(チ, カ), 181(ロ, ハ, ニ, ヘ, ト, チ), 182(イ, チ, リ, ル), 183(イ, ロ, ハ, ヘ), 184(イ), 185(ハ, ニ, リ), 186(イ, ト, チ), 187(ロ, ハ, ヘ, リ, ス), 188(ニ, ヘ, チ, リ, ス), 189(イ, ハ, リ), 190(イ, リ), 191(イ, チ, ス), 192(イ, ロ, ハ), 193(チ), 194(ロ), 195(イ, ロ, ホ, ヘ, ス, ヲ), 196(ニ, ホ), 197(ホ, ヘ), 198(イ, ロ), 199(ロ), 200(イ, ロ, ニ, ト), 201(イ, ロ, リ), 203(ロ), 204(ホ, ト, ス, ル, ヲ), 205(イ, ロ, ハ, ホ, ト, ヲ), 206(イ, ヘ, チ, リ), 207(イ, ロ, ハ, ヘ, ト), 208(イ, チ, ヲ), 209(イ, ホ, チ, ス, ヲ), 210(ロ, ハ, ホ, ト), 211(イ, ニ, ホ, チ, ス), 212(イ, ロ, ホ, チ), 213(ホ, リ), 214(イ, ニ), 215(ロ, ホ), 216(ハ, ス), 217(イ, ヘ), 218(ニ, ト, リ, ス, ル), 219(ホ, ヲ), 220(イ, ハ, ニ, ホ), 221(ニ), 222(イ, ニ, カ), 223(ス), 224(ロ, ヘ), 226(イ, ハ, ニ, ヘ, ト, チ), 227(イ, ロ, ホ, チ), 229(ロ, ニ, ヲ), 230(イ, ホ, チ), 231(ヘ), 233(ハ, ニ, ホ, ヘ), 234(イ, ロ, ハ, チ), 235(ニ, ス), 236(イ, ロ, ニ, ト, チ, ス), 237(イ, ヘ, ト, リ, ス), 238(イ, ニ, ヘ, ト, リ), 239(イ, ト, チ), 240(ロ, ホ, チ, ス), 241(ロ, ト, ス), 242(ニ, ヘ, ト, ル), 243(ハ), 244(ヘ, ト), 245(ロ), 246(ロ, ハ, ト, リ), 246(ホ, ヘ, ス, ル), 247(ハ, ニ, ト, リ, ス), 248(ホ, ト, チ), 249(リ), 250(ト), 251(イ, ロ, ホ, チ), 252(イ, ス, ル), 253(ロ, ホ, リ, ル, ヲ), 254(ニ, リ, ヲ), 999(イ, ロ)</p>
カラマツ	5~16	<p>13(ト, チ), 17(ニ), 22(ハ), 25(イ), 26(ヘ), 27(ホ), 28(ホ), 29(ハ), 32(ス, ヲ), 33(リ, ヲ), 34(イ, ハ, ニ, ホ, チ, リ), 35(イ, ト), 36(イ, ホ), 37(ヘ), 38(ホ, リ), 41(ホ), 43(イ, ロ), 44(ト), 48(ニ), 49(ニ), 52(チ, リ), 53(ホ), 54(イ, ロ, ハ, ホ, ト), 58(ト), 61(ト), 68(ス), 71(ロ), 97(ト), 99(ニ), 101(ホ), 105(ホ, ト), 114(チ), 115(ハ), 117(ロ), 129(イ), 148(チ), 150(ニ), 152(ニ), 154(チ), 155(チ, リ), 156(リ, ス, ル), 158(ハ, チ), 159(ハ), 160(ハ, ト, ル), 161(ホ), 162(イ), 163(イ, ホ, ト), 165(イ, カ), 167(ハ), 168(ニ), 169(ヘ), 170(ト), 171(ヘ, リ), 172(ト), 173(ル, ヲ), 174(リ), 176(ホ), 179(ニ), 181(イ, リ), 182(ロ), 184(ヘ), 188(ス), 189(ヘ), 192(イ), 193(イ, ヘ, チ), 195(イ, ト), 196(ヘ), 205(イ), 212(ロ), 216(イ), 218(ト), 219(ホ), 220(ロ), 226(ト), 227(ニ, リ), 229(ロ), 230(ヘ), 251(ハ), 252(ハ, ニ, ヲ), 253(ロ), 254(ホ)</p>

注：齢級は、5齢級ごとに定める標準伐期齢の2倍の林齢の齢級までとする。

(5) 市町村における木材・木製品製造業の位置付け
製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額(万円)
全製造業 (A)	104	3,639	1,372,769
うち木材・木製品製造業 (B)	2	46	非公表
B/A	1.92 %	1.26 %	- %

- ・2020年工業統計表 地域別統計表 市町村別産業中分類別統計表による
- ・製造業には林業を含まない

(6) 林業関係の就業状況

	組合・事業者数	従業者数		備考
			うち作業員	
森林組合	1	95	60	富山県西部森林組合
素材生産業	2	15	—	
製材業	2	—	—	
合計	5	110	60	

- ・「林業労働の現況No.44 (R5.3月)」
- ・「富山県木材業者登録名簿 (令和5年3月1日現在)」より

(7) 林業機械等設置状況

区分		氷見市					備考
		会社	森林組合	個人	その他	計	
高性能林業機械	フェザーハンチャ	0	1	0	0	1	
	スキッター	1	0	0	0	1	
	プロセッサ	0	0	0	0	0	
	ハーベスト	1	6	0	0	7	
	フォワーダ	0	9	0	0	9	
	クローヤダ	0	0	0	0	0	
	スイングキータ	0	6	0	0	6	
	グリップルソー	0	3	0	0	3	
在来型林業機械	集材機	2	0	0	0	2	
	小型運材車	0	0	0	0	0	
	クレーン	2	1	0	0	3	
	チェーンソー	19	27	0	9	55	
	刈払機	11	28	0	6	45	
	動力枝打機	0	0	0	0	0	
	フォワーダ (グリップルソー型)	2	0	0	6	8	

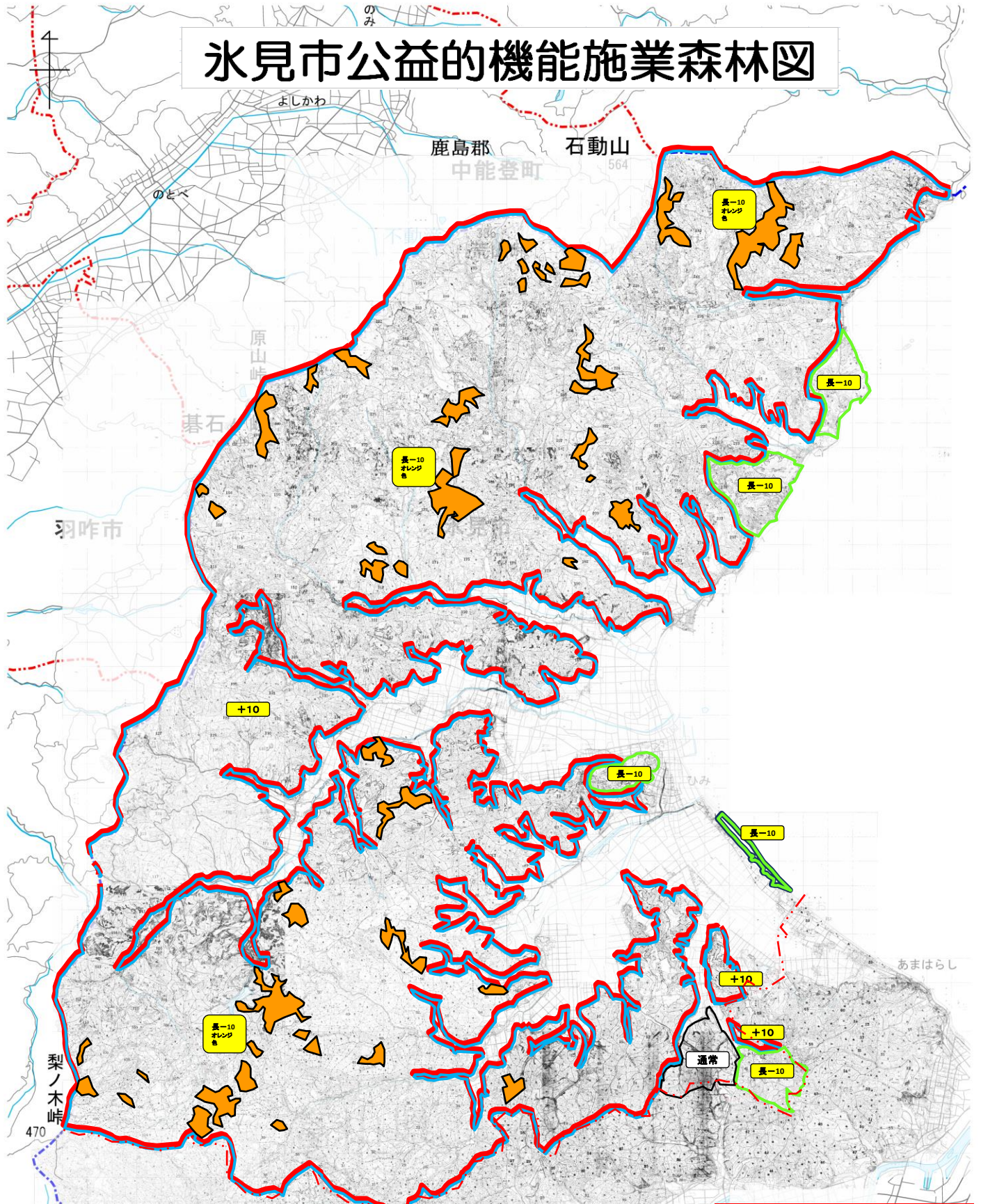
- ・令和4年度林業機械の保有状況調査による
- ・森林組合は富山県西部森林組合全体のもの

(8) 林産物の生産概況

種類	素材 (千m3)	チップ (千m3)	苗木 (千本)	しいたけ(t)		たけのこ (t)	クリ (t)	木炭 (t)
				生	乾燥			
生産量	9	7		22.7	x	26.9		

- ・令和4年特用林産物統計調査ほかによる
- ・素材・チップ数量については富山県西部森林組合R4年度実績による
- ・「x」は個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

氷見市公益的機能施業森林図



○ゾーニングの凡例	
ゾーニングの種類	
	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	木材の生産機能を維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

○施業の方法	
施業種(誘導の方法)	凡例
通常の施業	通常
伐期の延長を推進すべき森林	+10
長伐期施業を推進すべき森林	長 長-10
複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	複
択伐による複層林施業を推進すべき森林	複択
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	特広

氷見市森林作業路網図

